

家畜衛生だより

From 中央家保 家きん 用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

飼養衛生管理基準の改正について

日頃より、家畜防疫の推進に御協力頂き感謝申し上げます。

国内における26年振りの豚熱の発生及びアジア地域でのアフリカ豚熱の感染拡大を踏まえ、国内の家畜防疫をよりの確に実施する観点から、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が4月3日に公布されました。

今回の飼養衛生管理基準の改正に当たって、家きんに関する基準も見直すことになりました。

主な改正内容(案)

【家畜の所有者の責務】

衛生管理区域ごとに、家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止に対する責務を有する飼養衛生管理者を定めることになりました。

飼養衛生管理者とは、衛生管理区域における飼養衛生管理の責任者のことを指します。

選任された飼養衛生管理者は、電子メール、FAX又は郵送により、①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名、⑥当該衛生管理区域の代表住所を添付報告書に記入し、7月31日までに報告して頂きますようお願い申し上げます。

特に、メールアドレスについては、家畜衛生や疾病発生等の情報を迅速かつ確実にお知らせするため、必須となります。

なお、連絡先の報告方法、飼養衛生管理者に関する概要及びQ&Aについては2～4ページ目に記載しているため、御確認をお願いします。

※その他の改正内容(案)については、5ページ目に記載していますので、御確認ください。

連絡先の報告方法

報告内容を確実に登録するため、できる限り電子メールでの報告をお願いします。

【電子メールで報告する場合】

- ①ホームページから報告書のエクセルファイルをダウンロードしてください。
- ②エクセルファイルに入力した後、中央家畜保健衛生所のメールアドレスに送信してください。

※メール送信時には個人情報保護のため添付ファイルを暗号化して送信してください。(暗号化はエクセルの機能の「ブックの保護」から「パスワードを使用して暗号化」を選択して行ってください。パスワードは別メールで送信してください。)

【FAX又は郵送で報告する場合】

添付した様式に必要な事項を記入し、中央家畜保健衛生所にFAX送信又は郵送してください。

【注意事項】

ホームページについては現在作成中です。
作成が完了するまではFAX又は郵送で報告をお願いします。
作成が完了次第、衛生だよりで電子メールでの報告方法を再度お知らせします。

飼養衛生管理者に関する概要

衛生管理区域ごとに **飼養衛生管理者** の選任が義務付けられます。

<ポイント>

- 令和2年4月3日に、飼養衛生管理基準の遵守を一層徹底することなどを目的とした、家畜伝染病予防法の一部改正法が公布されました。
- この法律により、**令和2年7月1日**に、全ての家畜の所有者※の皆様にも、「**飼養衛生管理者**」の選任が義務付けられます。

※ 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者

<「飼養衛生管理者」とは>

- 飼養衛生管理者は、衛生管理区域における、**飼養衛生管理の責任者**です。
- 衛生管理区域ごとに1人選任していただきます。※所有者自ら管理者となることも可能です。
- 選任された飼養衛生管理者には、以下の業務を行っていただきます。

① 衛生管理区域に出入りする者の管理
(チェック・指導等)

② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q1:「飼養衛生管理者」は何のために選任するのですか。

- 飼養衛生管理は、普段から家畜と接している、家畜の所有者や従事者の全ての方が適切に実施することで初めて効果があるものです。
- 一方で、平成30年9月以降の豚熱発生事例においては、最新の家畜衛生に関する情報やウイルスの特性に合わせた消毒方法などをより迅速に情報提供する必要があると考えています。
- また、一部の家畜の所有者の皆様にも、飼養衛生管理基準について正しく御理解頂けていない例もあったのではないかと考えています。
- このため、衛生管理区域ごとに詳細に情報提供をし、家畜に接する全ての皆様が適正な飼養衛生管理を実施し、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を徹底すべく、**飼養衛生管理者制度**を新設しました。

Q2:家畜の所有者(経営者)が自ら飼養衛生管理者となることはできないのですか。

- 家畜の所有者が飼養衛生管理者になることは可能です。

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q3: 畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園での公開用として牛、豚、馬、鶏等を飼養している場合でも、選任しなければならないのでしょうか。

- 飼養衛生管理者は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者(※)であれば、全ての方に選任義務があります。

※ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者

- このため、1頭(羽)でも対象動物(※)を飼養している場合、例え畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園の公開用であっても選任義務があります。

Q4: なぜ飼養衛生管理者の連絡先を登録しなければならないのですか。登録したくない場合には、拒否することもできますか。

- 国・都道府県では、メーリングリストを活用し、家畜衛生に関する情報を適時共有することで、家畜の伝染性疾病による被害を最小限に抑えたいと考えており、連絡先の登録については必須とさせていただきます。
- また、疾病発生時においても、迅速かつ確実に情報をお知らせできるよう、FAXや郵送ではなくEメールによる情報共有を原則とします。
- なお、メールアドレスやEメールを閲覧できる機器をお持ちでない場合は、それらの取得に努めていただくようお願いいたします。難しい場合は、Eメールの内容を飼養衛生管理者に確実に伝達することにご協力いただけるご家族や所属する生産者団体等が管理するメールアドレスをご登録ください。

Q5: 飼養衛生管理者を選任しなかった場合に、家畜の所有者に罰則が科されるのでしょうか。

- 飼養衛生管理者を選任しなかった場合は、場合によっては、飼養衛生管理基準の不遵守に該当することもあり得るところ、遵守命令違反の場合、100万円以下の罰金が科される他、氏名の公表が行われる可能性があります。
- また、定期報告において、飼養衛生管理者の氏名、連絡先等を報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、30万円以下の過料が科される可能性があります。

その他の主な改正内容(案)

飼養衛生管理マニュアルの作成
及び従事者等への周知徹底



獣医師等の健康管理指導



愛玩動物の飼養禁止



衛生管理区域及び畜舎に
立ち入る者の手指消毒等



衛生管理区域専用の衣服
及び靴の設置並びに使用



衛生管理区域に立ち入る
車両の消毒等



畜舎ごとの専用の靴の設置
並びに使用



衛生管理区域から搬出する
物品の消毒等



野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

※畜舎、飼料保管庫、堆肥舎等に野鳥等の野生動物が侵入し、
野生動物による伝播で衛生管理区域外から区域内へ病原体
が侵入することを防ぐ必要があるため。



飼養衛生管理者報告書

令和 年 月 日

報告者
氏名

注意事項:

ご登録いただいたメールアドレス等の個人情報については、家畜衛生に関する情報の共有及び飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として利用し、**県が収集し国に提供しますがそれ以外の目的では利用いたしません。このことを飼養衛生管理者本人が確認・了承された上で、以下にご記入いただきますようお願いいたします。**

※個人情報の収集・提供について同意いただける場合は、右の口に✓してください。

家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号 —
飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 —
飼養衛生管理者の電話番号	
飼養衛生管理者のメールアドレス	
管理する農場名・衛生管理区域名	
管理する農場・衛生管理区域の代表住所	郵便番号 —

- ・確実な登録のため、可能な限り電子メールでの報告をお願いします。
- ・電子メールがご使用になれない場合は郵送又はFAXで報告してください。
- ・登録いただいたメールアドレス宛てに後日確認用のメールを送信します。

<報告先>

中央家畜保健衛生所 担当:猪俣、不破

TEL: 043-250-4141、FAX: 043-286-0090

E-mail: chuuou-kaho@mz.pref.chiba.lg.jp

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農家の皆様への主な支援策

☆ 令和2年6月1日時点の情報です。
最新の情報については、各問い合わせ先 ☎ ☑ にご確認ください。

1 資金繰りにお困りの方へ

◇持続化給付金（経済産業省）

ひと月の売上が前年の同月に比べて50%以上減少している個人農業者や農業法人などに対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付額】 個人は上限100万円、法人は上限200万円
※ 昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

☎ 持続化給付金事業 コールセンター
0120-115-570
IP電話専用回線：03-6831-0613



◇農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金

経営状況が悪化した農業者に対し、緊急的に対応するために必要な長期運転資金や、経営改善のための資金を融資します。

その他の融資も含め、貸付当初5年間実質無利子化などの支援策があります。

☎ (農林漁業セーフティネット資金)
日本政策金融公庫千葉支店
043-238-8501



☎ (農業近代化資金)
各農業事務所、県団体指導課
043-223-3075

※ 各農業事務所の
電話番号は裏面を
ご覧ください。



2 雇用維持や人材不足でお困りの方へ

◇雇用調整助成金（厚生労働省）

雇用している労働者に対して一時的に休業等を行い、雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金などの一部を助成します。

助成率の引上げや受給要件の緩和などの特例措置が実施されています。

☎ 千葉労働局
043-221-4393



裏面もご覧ください

2 雇用維持や人材不足でお困りの方へ

◇農業労働力確保緊急支援事業（農林水産省）

- (1) 人手不足となり、代替として農作業を行う人材を雇用した農業経営体に対し、雇用する際に必要となる経費（交通費、宿泊費、賃金等）の掛かり増し分を支援します。
- (2) 農業経営体や地域のJA等が、代替人材等を確保するための募集活動等（求人情報誌等への掲載、求人チラシの作成費等）の取組を支援します。

【補助率】 (1) 定額 (2) 対象経費の1/2以内

☎ 県担い手支援課
043-223-2905

☎ 全国農業会議所
0120-150-055
✉ info@for-farmer.jp



(農林水産省)

3 野菜、花き、果樹等の次期作に取り組む方へ

◇高収益作物次期作支援交付金（農林水産省）

(1) 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

- ・次期作に前向きに取り組む野菜・花き・果樹等、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援します。

【定額支援】 10aあたり5万円 ※1

また、高集約型経営である施設園芸については、交付単価を新たに設定します。

【施設花き等】 10aあたり80万円 【施設果樹】 10aあたり25万円

- ・新たな品種や新技術の導入等の取組を支援します。

【定額支援】 10aあたり2万円×取組数 ※2

(2) 厳選出荷に取り組む生産者への支援

- ・花き等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援します。

【定額支援】 1人・1日あたり2,200円

※1、※2は、中山間地域等では支援単価を1割加算

※ 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援



(農林水産省)

☎ 各農業事務所、県生産振興課
043-223-2882

☆ 新型コロナウイルス感染症の影響を含め、農業経営でお困りのことがある方は、各農業事務所（企画振興課）に御相談ください。

千葉農業事務所	043-300-1985	山武農業事務所	0475-54-1122
東葛飾農業事務所	04-7143-4121	長生農業事務所	0475-22-1751
〃(改良普及課)	04-7162-6151	夷隅農業事務所	0470-82-4956
印旛農業事務所	043-483-1129	安房農業事務所	0470-22-7131
香取農業事務所	0478-52-9192	君津農業事務所	0438-25-0107
海匝農業事務所	0479-62-0156		

☆ 県ホームページでは、その他の支援策も掲載しています。



＜このチラシに関するお問い合わせ先＞ 千葉県農林水産政策課 (☎ 043-223-2807)